

◆当金庫の自己資本の充実の状況等について ～定性的な事項～

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

・普通出資

①発行主体：上越信用金庫

②コア資本に係る基礎項目の額に参入された額：732百万円

令和3年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域のお客様からお預りしている出資金が該当します。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保ってあります。また、当金庫は、各エクスポートレーラーが特定分野に集中することなく、リスクの分散を図っております。（さらに、繰延税金資産につきましては、自己資本に占める割合も遞減しており、ほとんど依存していません。）

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとの収支計画に基づく業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理の徹底を図っております。

また、信用リスクの評価については、信用リスクの計量化を行うとともに、信用格付制度の構築の為、インフラの整備を進めているところです。

信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて常勤理事会、理事会に報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産自己査定規程」及び「貸倒償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分毎に計算された貸倒実績率により算定するとともに、その結果については、監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

(2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポートレーラーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・(株)格付投資情報センター（R&I）
- ・(株)日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から取引先の倒産や財務状況の悪化などにより被る損失（信用コスト）を軽減するため、お取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。但し、これはあくまでも補完的措置であり、資金用途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質などさまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいたいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めています。

バーゼルⅢに定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として地方公共団体保証、しんきん保証基金等保証会社、その他未担保預金等が該当します。そのうち地方公共団体保証は政府保証と同様に、また、しんきん保証基金等は適格格付機関が付与する格付により判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートレーラーの種類に偏ることのないようリスク分散に努めています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、該当ありません。

6. 証券化エクスポートレーラーに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

購入にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」及び「資金運用基準」に則って取扱っております。

リスクの認識については、市場動向、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会、常勤理事会等に諮り、適切なリスク管理に努めています。

(2)証券化エクスポートレーラーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3)証券化取引に関する会計方針

当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4)証券化エクスポートレーラーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートレーラーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

- なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。
- ・(株)格付投資情報センター（R&I）
- ・(株)日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスタートーズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

7. オペレーション・リスクに関する項目

(1)リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーション・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「オペレーション・リスク管理規程」に基づき、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務規程・要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めています。

システムリスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めています。

現状、一連のオペレーション・リスクに関するリスクの状況については、リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会といった経営陣に対し

自己資本の充実の状況（定性的な事項）

報告する態勢を整備しております。

- (2) オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続手法

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託については、時価評価及び予想損失額（20%下落）によるリスク計測によって把握するとともに、金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を、リスク管理担当役員に報告するとともに、定期的にALM委員会、リスク管理委員会及び常勤理事会へ報告しております。

非上場株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金については、当金庫が定める「資金運用規程」及び「資金運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

- ①リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、金利が変化することによる資産と負債の経済価値の変化が資本に及ぼす影響や、金利上昇を起因とする有価証券の評価損失の資本への影響、低金利継続や期間ミスマッチ等を原因とした利息収入減少への影響が考えられます。当金庫ではこれらの影響を金利リスクととらえ、金利変化による資本への経済価値の影響、有価証券評価損失の資本に対する影響、将来利息収入減少の影響が一定以下になるようにリスク管理を行っています。

- ②リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

△EVE、100BPV、VaRを用いることで、金利変化時の資本への影響を計測しています。将来収入への影響については、△NIIやNIIを用いています。影響が自己資本の一定範囲を超える場合や利息収入の減少が想定される場合には、ALM委員会で金利リスクの削減や運用ポジションの検討を行っています。

- ③金利リスク計測の頻度

有価証券の評価損益の計測は日々、それ以外の計測は月次で行っています。報告は毎月ALM委員会で行っていますが、市況急変時にはALM委員会を臨時開催し、金利リスク削減の検討を行います。

- ④ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明

デリバティブ取引（国債先物や金利スワップ取引等）などによる金利削減取引は行っておりません。金利リスクを削減する場合には、当該ポジションを売却することによりリスク量を削減します。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

- ①開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ）並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

- (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は2.5年です。

- (c) 流動性預金への満期の割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- (d) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- (e) 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正值を合算し、通貨間の相関等は考慮していません。また、資産または負債に占める割合が5%未満かつ重要性がないと判断した通貨については計測対象外としています。

- (f) スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等）

割引金利にスプレッドは含めていますが、△EVE／△NII計算時にはスプレッド変動は考慮していません。

- (g) 内部モデルの使用等、△EVEと△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

- (h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

前年度と同様の方法で算出しております。

- (i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

重要性テスト結果と監督上の基準値と比較することで、金利リスクの水準を認識しています。

- ②当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- (a) 金利ショックに関する説明

1%金利上昇(100BPV)の採用(△EVEの場合、円金利のショック幅は同じですが、外貨金利の場合にはショック幅は異なります)、VaRを採用しています。

- (b) 金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIと大きく異なる点）

VaRを用いることで金利リスク測定時の市況変化を反映させた金利リスク量を測定しています。VaRでは金利以外に株価や為替リスクの影響も考慮しています。なお、VaRは統計的手法を用いたリスク計算手法であり、過去の市況変化が小さいときにはリスクが過小評価されるなどの問題が指摘されています。当金庫では、バックテストの実施や100BPV等をストレステストとして用いることでこのようなVaRの問題点を解決しています。



自己資本の充実の状況（定量的な事項）

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目		2020年度	2021年度
コア資本に係る基礎項目	(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		10,367	10,567
うち、出資金及び資本剰余金の額		738	732
うち、利益剰余金の額		9,650	9,856
うち、外部流出予定額(△)		14	14
うち、上記以外に該当するものの額		△7	△6
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		390	330
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		390	330
うち、適格引当金コア資本算入額		—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		4	1
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	10,762	10,900
コア資本に係る調整項目	(2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額		21	30
うち、のれんに係るもの		—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		21	30
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額		5	5
適格引当金不足額		—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—
前払年金費用の額		—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額		—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額		—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額		—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—
コア資本に係る調整項目の額	(口)	26	35
自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (口))	(ハ)	10,735	10,864
リスク・アセット等	(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額		78,599	79,219
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		△5,610	△5,622
うち、他の金融機関等向けエクスポート		△5,641	△5,641
うち、上記以外に該当するものの額		30	18
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		4,273	4,282
信用リスク・アセット調整額		—	—
オペレーション・リスク相当額調整額		—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ)	82,872	83,501
自己資本比率			
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))		12.95	13.01

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実の状況(定量的な事項)

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2020年度		2021年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット 所要自己資本の額の合計※1	78,599	3,143	79,219	3,168
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスボージャー※2	81,522	3,260	83,437	3,337
ソブリン向け	40	1	40	1
金融機関及び第一種金融商品取扱業者向け	17,107	684	18,413	736
法人等向け	26,920	1,076	28,647	1,145
中小企業等向け及び個人向け	15,478	619	15,472	618
抵当権付住宅ローン	2,777	111	2,465	98
不動産取得等事業向け	5,155	206	4,652	186
3ヵ月以上延滞等	218	8	191	7
取立て済手形	4	0	3	0
信用保証協会等による保証付	366	14	408	16
出資等	251	10	33	1
上記以外	13,201	528	13,110	524
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスボージャー	9,903	396	9,903	396
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスボージャー	1,011	40	1,011	40
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスボージャー	118	4	188	7
上記以外のエクスボージャー	2,167	86	2,007	80
②証券化エクスボージャー※3	—	—	—	—
③-1. 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
③-2. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー	2,687	107	1,395	55
ルック・スルー方式	2,687	107	1,395	55
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	30	1	27	1
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△5,641	△225	△5,641	△225
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関連エクスボージャー	—	—	—	—
口. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,273	170	4,282	171
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	82,872	3,314	83,501	3,340

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスボージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になつたエクスボージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額) × 15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 信用リスクに関する事項

(証券化工エクスボージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスボージャー及び主な種類別の期末残高 <地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

エクスボージャー区分	信用リスクエクスボージャー期末残高						3ヵ月以上延滞エクスボージャー		
	地域区分	業種区分	期間区分	貸出金等、オフ・バランス取引		債券		2020年度	2021年度
				2020年度	2021年度	2020年度	2021年度		
国内内	198,102	204,964	72,905	73,051	52,857	56,421	248	249	
国外外	27,185	27,871	—	—	27,185	27,871	—	—	
地域別合計	223,287	232,836	72,905	73,051	80,042	84,293	248	249	
製造業	10,348	10,478	5,136	5,163	5,015	5,315	22	16	
農業、林業	243	269	243	269	—	—	—	—	
漁業	6	10	6	10	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	8,483	8,233	8,083	7,832	400	400	10	23	
電気・ガス・熱供給・水道業	10,366	13,667	—	—	10,366	13,667	—	—	
情報通信業	967	971	650	553	300	400	—	—	
運輸業、郵便業	600	634	578	633	—	—	—	—	
卸売業、小売業	6,874	7,882	5,869	6,677	1,004	1,205	39	32	
金融業、保険業	106,797	116,829	6,978	7,884	33,893	37,997	—	—	
不動産業	4,956	7,162	2,644	4,851	2,301	2,301	37	36	
物品賃貸業	2,822	2,681	218	176	2,602	2,502	—	—	
学術研究、専門技術サービス業	258	339	258	339	—	—	—	—	
宿泊業	907	934	905	932	—	—	0	—	
飲食業	1,590	1,619	1,590	1,619	—	—	43	35	
生活関連サービス業、娯楽業	912	934	912	933	—	—	19	18	
教育、学習支援業	532	486	532	486	—	—	—	—	
医療、福祉	3,258	2,695	3,258	2,695	—	—	—	—	
その他のサービス	3,712	3,625	3,314	3,228	397	397	7	13	
国・地方公共団体等	30,527	26,885	6,621	6,636	23,761	20,105	—	—	
個人	24,984	22,041	24,984	22,041	—	—	66	73	
その他	4,133	4,451	116	84	—	—	—	—	
業種別合計	223,287	232,836	72,905	73,051	80,042	84,293	248	249	
1年以下	36,824	36,438	12,982	12,647	6,129	7,592	—	—	
1年超3年以下	71,429	68,602	13,293	13,364	16,435	10,337	—	—	
3年超5年以下	15,827	15,514	10,174	9,524	4,653	5,989	—	—	
5年超7年以下	12,584	12,779	6,144	6,549	6,440	5,429	—	—	
7年超10年以下	14,440	16,545	6,672	7,173	7,472	9,134	—	—	
10年超	58,480	65,920	18,473	18,514	38,006	44,905	—	—	
期間の定めのないもの	13,700	17,035	5,163	5,276	904	904	—	—	
残存期間別合計	223,287	232,836	72,905	73,051	80,042	84,293	248	249	

- (注) 1. 信用リスクエクスボージャーに係るデリバティブ取引はありません。
2. 「3ヵ月以上延滞エクスボージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスボージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスボージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

30ページに記載しておりますのでご覧下さい。

